

制度について

「先行給付金」とは何ですか。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金を支給するものです。

なお、児童手当は所得に応じて「15,000円、10,000円、5,000円（特例給付）」を児童一人につき手当月額として支給しています。特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

児童手当をもらっていれば、今回の「先行給付金」をもらえるのですか。

今回の給付金は、所得が高く特例給付を受給している場合を除き、原則として児童手当受給世帯を対象としています（生活保護を受給している世帯も対象となります。）。特例給付を受給している世帯については支給の対象となりません。

対象児童について

対象児童はいつからいつまでに生まれた児童ですか。

平成15年4月2日に生まれた高校生から令和4年3月31日までに生まれた新生児までが対象児童となりえます（児童養護施設等に入所している子どもも対象となります。）。

留年などで高校をまだ卒業していない場合には対象となりますか。

本給付金は、平成15年4月2日以降に生まれた児童を対象とするものです。いわゆる「高校生」であっても年齢要件を満たさない場合には支給対象とはなりません。

給付対象者について

先行給付金の支給対象者に外国人の方は含まれますか。

外国人でも、令和3年10月支給分(令和3年9月分)の児童手当を受給している方が対象となります。

支給対象者が令和3年10月以降に海外から帰国した場合、支給されますか。

10月以降に児童が生まれた場合を除き、原則として支給の対象となりません。詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。

申請・受給について

支給を受けるにあたって、申請は必要ですか。

自治体ごとに支給の仕方が異なりますので、お住いの市区町村にお問い合わせください。

いつ頃支給されますか。

国としては、自治体に速やかな支給をお願いしておりますが、自治体によって支給時期が異なるため、詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。

給付金はどのように受け取るのですか。

児童手当を受給している口座又は申請いただいた口座に振り込まれます。